

第 1 回 吹田市総合計画審議会第 1 部会 会議録

- 1 日 時 平成 28 年 12 月 1 日（木） 午後 7 時～午後 9 時
- 2 場 所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室
- 3 出席者 別添「出席状況一覧」のとおり
- 4 傍聴人 なし
- 5 配付資料
次第
資料 1 第 1 回審議会部会及び次回の審議内容について
資料 2 施策の大綱及び想定される施策【対応表】
資料 3 施策の大綱に関する第 3 次総合計画の検証結果の反映状況
参考資料 前回までに御依頼いただいた資料（参考資料 7～11）

6 議事要旨

(1) 第 4 次総合計画基本構想（素案） 施策の大綱の検討

事務局から、施策の大綱の検討について、資料 1～3 を用いて説明があった。

《資料説明等に関して》

- A 委員： 資料 2 について。大綱 1～4 の下にある「想定される施策」に続く文言はキーワードと捉えればよいのか。第 3 次総合計画（以下、「第 3 次」とする。）の時は、それぞれが節になっていたと思う。
- 事務局： 第 4 次総合計画（以下、「第 4 次」とする。）の基本計画は、これから具体的な施策体系を整理するが、現段階では「想定される施策」として挙げており、今後基本計画を検討する際に整理する必要がある。
- A 委員： 特別委員会の意見にもあるように、大綱 4 の「配慮が必要な子ども」という表現は他と比べて異質だが、どのようなお考えか。
- 事務局： 「配慮が必要な子ども」は、今後発達障がいなどに関する施策を推進していくという観点だが、あくまでも現段階での想定として取り扱っている。
また「想定される施策」は、各分野の中に含まれる事項をわかりやすく示したものであり、内容については基本計画検討の際に議論することになっている。
また、議会で否決されはしたが、平成 25 年度に第 3 次の見直し案を作成した際に庁内で検討したカテゴリ分けをもとに、今回の「想定される施策」として仮に整理しており、例えば「配慮が必要な子ども」など、その際の表現をそのまま用いているものがある。
- B 委員： 議員の意見は尊重すべきだが、我々が審議していろいろと意見を出し、まとめたものが、議会に否決されるということはあるのか。
- 事務局： 議案として提出するのは、答申を踏まえて作成した市の案であり、答申そのものを提出するわけではないため、審議会からの答申が議会で否決されるということはない。ただし、市の案が否決される可能性はある。

部会長： 第3次の第2章「市民自治が育む自立のまちづくり」と第7章「活力あふれにぎわいのあるまちづくり」は、第4次では大綱1に含まれ、文言が大きく変化している。「協働によるまちづくり」「地域特性を生かしたまちづくり」は大綱1に含まれるということだが、大綱1のどこにもそれらしい文言がない。

また、第2章「市民自治が育む自立のまちづくり」も同様で、コミュニティや情報の共有化が大綱1に含まれているが、共通項が見あたらない。例えば「協働によるまちづくり」は、大綱1のどこに盛り込まれているのか。

事務局： 「市民自治」は広い意味を持つ言葉なので、その中で協働や地域の特性を生かすという意味合いを込めている。「市民自治」と「開かれた市政」という言葉に、第3次の第2章「市民自治が育む自立のまちづくり」と「基本計画推進のために」に含まれている考え方を盛り込んでいる。

また、第3次の「基本計画推進のために」は、全ての施策において「協働によるまちづくり」や「地域の特性を生かしたまちづくり」の視点を持って取り組むという前提で盛り込んだという経緯がある。基本構想（素案）p.16の最初の文章にある「市民や事業者など多様な主体と行政との協働に取り組みながら」がこれに対応しており、ここにも協働の概念を含めている。

部会長： 理解した。コミュニティは市民自治だが、情報の共有化や市民参画は、市民自治に含まれるのか、それとも開かれた市政か。

事務局： 市民自治基本条例の第5条「市民自治の運営原則」に、(1)情報共有の原則、(2)市民参画の原則、(3)協働の原則とあり、このようにまとめさせていただいた。

《大綱1【人権・市民自治】について》

C委員： 資料3の大綱1における「反映状況」に「施策の大綱において分野を超えた連携に取り組むことを明記」とあるが、どこで対応されているのか。また、分野をまたがるものは必ず出てくるが、その調整役が市役所にいないので困る。

事務局： 「施策の大綱において分野を超えた連携に取り組むことを明記」については、基本構想（素案）p.16に「分野を超えた連携」や「協働に取り組みながら」と記述したことを指している。

具体的にどこで連携を調整するかはこの中には書けていないが、まず施策を進めるにあたって連携しようという姿勢をお示ししている。

C委員： 大綱1の内容は大綱1に位置づけているが、全てに関係しているという理解でよいか。

事務局： そのとおりである。

部会長： 大綱1の1行目に「性別などにかかわらず」という表現がある。最近、社会的な性や性差について幅広く捉えようという動きの中で、理解が深まっていると思うが、「にかかわらず」という表現でよいか。

次に「市民一人ひとりがお互いの個性と能力を認め合う」という箇所について、「個性」はわかるが、「能力」を認め合うとはどのようなことを指すのかがよくわからず、違和感を覚えた。

事務局：「性別などにかかわらず」という箇所については、男女共同参画の視点や、性的少数者への配慮が必要になるとの庁内の意見を踏まえ、現状ではこのような表現としている。また、現時点での庁内の議論では、性的少数者に関する課題への対応は、基本計画の中に記載することとしている。

「個性と能力を認め合う」という箇所は「能力」よりも「価値観」のような文言のほうが適切かもしれないが、人権分野における方針や理念を盛り込んだという経緯もあるので、整合を確認する。

C委員：「構成員として活躍しながら」という表現は「活躍しなければダメなのか」という捉え方ができるのではないか。この表現では、私が歳を取って面倒を見てもらうだけになった時に辛い。また、例えば障がい者として生活するとしたら、活躍しなくても社会の構成員として暮らせる、そこにいるだけでいい、と思えるほうがよいのではないか。

事務局：この表現で辛い思いをする方がいるのは不本意であり、「活躍しなければダメ」という意図は当然ない。基本的には、活躍する機会が提供される社会にしていかなければならない、という考え方で記載している。

D委員：「活躍」という表現が抽象的で、どのようなことを指すのかがよくわからない。そこにいるだけでよいのか、例えばボランティアとして何かしなければならぬのか、「活躍」が指すものも人によって異なるであろう。

E委員：第3次には「コミュニティ」とあるが、最近では、市民自治のありようの中で、「つながり」が重視されている。一般的につながりが希薄になっていると言われていの中で、特に災害発生時等のつながりは重要だが、この文章からは読み取れない。

C委員：「さまざまな市民ニーズに対応し」という記述があるが、そもそも、大綱の性質が「吹田市が市民に対してこうしていきます」と示すものなのか、「みんなでこうしていきましょう」というものなのかによって、意見の反映の仕方も変わってくるのではないか。特にコミュニティは、市民が主体になって形成するものなので、大綱の立ち位置によって表現が変わるのではないか。

事務局：基本的に、総合計画は行政計画であると考えている。市民に対して、「このような将来像を見据えて、このような方向性、施策で行政を運営する」ということをお示しするものである。実際のまちづくりには市民に関わっていただくことになる。

C委員：承知した。そのような立ち位置なら、今後の増収が見込めない中で、市民がコミュニティで対応できることが結構あると思われるので、「市民ニーズに対応する」という方向よりも、「市民同士のコミュニティ形成を市が支援する」という方向で記述したほうが、市民が読んだときに「私たちがやればよい」ということがわか

りやすいのではないかと。

F 委員：今の御意見に関連して、大綱 2 には「地域での助け合いや市民一人ひとりの意識向上を支援し」という記述があり、これこそがコミュニティや市民同士の助け合いを指す文言だと思う。これを大綱 1 に書くことは考えられないか。

部会長：吹田市としてどういうコミュニティを目指すのか、そのメッセージが少し見えづらいということであろう。

行政計画なら「吹田市としてこうする」という表現でよい。しかし、どのようなまちづくりを想定しているかが見えないので、従来の行政主導のまちづくりが続くように見えてしまうことを懸念されての御意見だと思う。

F 委員の御意見は、大綱 2 に共通する文言を大綱 1 にも盛り込めないかということだと思う。現段階ではそこまでとしておきたい。

また、「活躍」の意味についても、「みんなから見て意味のあることをしなければならぬ」と捉えられれば誤解を生み、そのことで圧迫感を持つ人もいるのではないかと御意見があったため、もう少し掘り下げていただきたい。

《大綱 2【防災・防犯】について》

B 委員：大綱 2【防災・防犯】が一番大事だと思うので、大上段に構えて「安心・安全なまちづくりをめざします」といったようなキャッチフレーズを入れてはどうか。また、「防犯のために、吹田市では防犯カメラの配置を全市的に目指しています」など、具体的に書いたほうがよい。

加えて、防災、防犯、消防はよいが、なぜここに消費生活が入るのか。それよりも、風水害、地震など、より具体的なことを掲げたほうがよい。

E 委員：防犯関連では、地域で「子どもの見守り」の活動が非常に活発に行われているが、子どもの安心・安全を守ることについて、大綱 2【防災・防犯】にも大綱 4【子育て・教育】にも書かれていない。分かりやすく入れたほうが良い。

事務局：大綱には大きな方向性を書くので、具体的な内容がわかりにくいのはご指摘のとおりである。例えば、防犯カメラの施策は大綱 2【防災・防犯】に位置づけられるが、具体的には基本計画で検討することとなる。

また、子どもの見守り等の観点は、大綱 4 の「家庭、地域、学校などの連携・協力のもと、安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが豊かに学ぶことができる」という箇所を含めるとご理解いただきたい。

A 委員：大綱 2 の施策の中に「消費生活」があるが、施策を個別計画に落とし込むと考えると、大綱 2 に関連する個別計画は「吹田市国民保護計画」と「吹田市地域防災計画」であり、全ての施策に対応しているわけではない。

基本計画の議論に移ったときに、実はこの個別計画で対応する、別の個別計画を策定するといったことが見えてくるのか。

事務局： 現段階では、消防と消費生活に対応する個別計画はない。そのため、基本計画の中で位置づけるということになる。

A 委員： 基本計画に位置づけて、後々何らかの個別計画で対応するのか、基本計画を踏まえて具体的な施策になるのか。どこにも入らないものを基本計画に位置づけて、それきりになってしまうことはないのか。

事務局： 実態としては、現在も第3次に基づいて、消防行政や消費生活行政を進めている。個別計画がなくても、毎年5年間の実施計画をつくる中で施策を進めているということである。また、第4次を策定する中で、個別計画の進行管理をしっかり行い、施策を推進していかなければならないという問題認識はしている。個別計画がない分野の施策についても、必要に応じて個別計画の整備を進めていくことを庁内的な課題として捉えている。

F 委員： 「市民がさまざまな犯罪やトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐための取組を進めます」という箇所は「市民が」という文言がないほうが良いのではないのか。例えば観光客もいる中、あえて市民に限定する意図を伺いたい。

また、「未然に防ぐ」という箇所だが、トラブルに巻き込まれてしまう方はどうしても出てくる。その場合、未然に防げなかったものをどう救済するかを考える必要がある。市役所の1階では、消費者トラブルに巻き込まれた方向けにクーリングオフの紹介等も行っている。未然に防ぐだけでなく、後のケアも市でサポートするという姿勢が見える文言のほうがよい。

事務局： 1点目の「市民」については、自治基本条例の中で定義されている。本市に居住する方以外に、通勤・通学されている方、市内に事業所を置いて事業活動を行っている方等を含めた「市民」という捉え方でご理解いただきたい。「未然に防ぐ」という部分は、防災、防犯、安心・安全の大前提として、未然に防ぐことが大事だという考え方で位置づけている。

2点目の、市民が様々な犯罪やトラブルに巻き込まれた際にアフターケアについては、市ができる部分もあると思うが、実際にトラブルが起きたときに主に対応するのは、警察や弁護士等、別の機関である。消費者トラブルについては消費生活センターで解決できることもあるが、基本的には、被害に遭われた後のケアに、市として対応できる部分は限られる。

そのため、市の施策としては、啓発や未然防止に比重があると考えているため、このような書きぶりになっているが、ここは担当課と相談して、考え方を整理する。

部会長： 大綱2【防災・防犯】は、「防ぐ」であり、受け身である。私の専門である教育の分野では、いじめが深刻だが、よく「いじめが起きたときに解決できる学級」等、受け身の表現が使われる。本来は「いじめが起きない学級」をつくらなければならない。

防犯についても「犯罪を生まないまちづくり」など、「積極的防犯」というニュアンスが少し出せないかという気がした。

F 委員： 積極的な姿勢ということでは、防災に関して、「減災」という言葉があり、内閣府でも減災に関する方針を出している。災害を完全に防ぐのは難しいので、災害を主体的に減らすという意味で「減災」という文言の使用についても、検討していただきたい。

《大綱 3【福祉・健康】について》

A 委員： 「想定される施策」の文言について。第 3 次でも「高齢福祉」「障がい福祉」という表現が使われているが、通常は「高齢者福祉」、「障がい児・者福祉」とすることが多い。

また、「障がい児」は福祉という意味で大綱 3 に入るのか、それとも、発達障がいなど「配慮が必要な子ども」を含む大綱 4 に入るのか。

事務局： 第 3 次では教育分野に位置づけている。また、インクルーシブ教育の推進等、障がい児教育の対応は学校現場が行うため、現時点では一旦このように位置づけているが、今後改めて議論していくことになる。

E 委員： 大綱 3 に生活困窮についての取組が入ってくると思うが、文章上に現れていない。

また、地域福祉については、個人ではなく、地区福祉委員会という組織で活動しているため、地域的・組織的な取組を行うという表現がどこかに入らないか。

もう 1 点、吹田市社会福祉協議会では、学校教育の中で福祉教育を実施している。例えば、小学校、中学校、高校で、車いすやアイマスクを使って障がい者の立場を体験し理解する教育や、東日本大震災の被災地での研修を行っている。このように、福祉教育をどこかに入れ、将来に向けて福祉教育をもっと進めていかなければならないという観点がほしい。

事務局： 御意見はもつともであり、教育は様々な分野にまたがる。福祉教育のほか、環境教育、人権教育等も大事であるため、そのような観点で作成しており、素案のようなイメージ図でお示ししている。

福祉の分野では、今年度、新たな地域福祉計画がスタートしており、共助の社会を目指して作られている。そのような個別計画の考え方も踏まえている。

部会長： 組織的な取組という点について、キーワードは「コミュニティ」と「ネットワーク」である。様々な課題に対応する市民のネットワークがあり、それをどう行政が支援するかということが、コミュニティのイメージの 1 つの側面だと思う。事務局でもご検討いただきたい。

E 委員： 組織に関連して、市民自治、防災、福祉など、全ての分野に共通しているのは、担い手不足であり、活動の担い手をいかに育成するかが課題になっている。

本日、民生児童委員の委嘱式があったが、5 百数十人必要なところ、実際には

488人で、欠員が続いている。地域の担い手育成はどこに含まれているのか。最大の課題なので、どこかで触れていただきたい。

A 委員：資料 3 では、「生活困窮者への支援に関する取組を追加」とあり、大綱 3 に位置づけることになっている。扶助費が増大しているという資料も示していただいております。「想定される施策」の中に、生活困窮者支援や貧困対策があってもよいのではないかと。

裏面の「子どもの貧困に関する取組」も、現状は大綱 4 に位置づけられているが、貧困対策という意味では大綱 3 でもよい。

部会長：やはり大綱 3 に入るのではないかと。

E 委員：福祉における施策の大きな柱は、「高齢者対応」「子育て支援」「障がい者対応」「生活困窮支援」だが、「子育て支援」はここには含まれていない。地域でも、福祉の取組として、親同士の交流など様々な子育て支援活動が行われているため、福祉の中に位置づける必要があるのではないかと。

また、10 年後にはますますの高齢化が見込まれることを考えると、高齢者対応に関する書きぶりがもの足りない。自立して生活できる高齢者もいれば、そうでない人もたくさん出てくると思うが、そのような人たちが安心できるような表現がない。

G 委員：大綱 3 には介護の視点を入れていただきたい。介護が必要なお年寄りが必ず増加するので、そのような視点の文言があったほうが良い。

E 委員：介護には、老老介護の問題もある。

C 委員：老老介護だけではなく、働く世代が介護をしなければならなくなっており、広い意味があると思う。

《大綱 4【子育て・教育】について》

C 委員：子どもの見守りの話が出ていたが、高齢者の見守りもあり、施策の振り分けについては、基本計画での仕分けに沿って考えてもらおうとよい。

総合計画の内容は、最終的に市報等で公表されることになると思うが、全ての内容が出るわけではないし、私たちが知るのおそらく大綱ぐらいであろう。そうすると、コミュニティ等については、「市がこうしていきます」というのではなく、読んだ市民が「こうしていこう」と思えるような文言に変えることで、コミュニティやネットワークの形成につながるのではないかと。

部会長：事務局は、市民が読んだときに「ああ、いいなあ」と思えるようなものをお考えいただきたい。

事務局：貴重な御意見をいただいた。まとめる際には、手にとって読んでいただけるものにしたい。

E 委員：ここに書き込むかどうかは別として、特に薬物に関する犯罪などで、再犯率が高

くなっているため、そのような人が更正できるような環境づくりが必要である。私は保護司会に入っているが、不幸にして罪を犯した人がいること、またその人たちの更正への支援が必要であることを理解してもらえないか、悩んでいる。

知的障がいや精神障がいを持った若い人が罪を犯した場合、家庭環境があまりよくないケースもあり、少年院や刑務所、施設を出るときに受け入れ先がないことがある。民間の福祉施設などで受け入れているが、数が少なく、大きな課題になっている。

一般的な課題は書かれているが、あまり表面に出てこない、しかし活動としては大事な事項のことが気になっている。

部会長： 具体的な課題をここに書き込むわけではないが、読めば深刻な課題があることが想像できるような内容が望ましいという御意見である。

G 委員： 大綱 4 に「生涯学習」があるが、老人大学などを想定しているのか。そうであれば、「都市の魅力」に含めたほうがよいのではないか。

「学習」という名前が付いているから教育に含めていると思うが、子育てと教育というカテゴリにはなじまない。

事務局： 生涯学習の対象は高齢者だけではなく、公民館や図書館における施策、世代間交流や地域の活動など、広く捉えて生涯学習として位置付けているため、教育に含めている。

教育に関する個別計画である教育ビジョンでも、「いつでも、誰でも、どこでも、学ぶ機会を保証する」という生涯学習を取り扱っている。基本構想（素案）p.17 の大綱 4 の文章にある「学びの活動を通じて人と人あるいは人と地域がつながるまちづくりに取り組みます」という部分につながっている。

F 委員： 私も生涯学習が大綱 4 に含まれていることに違和感を持っている。生涯学習は、第 3 次では第 4 章「個性がひかる学びと文化創造のまちづくり」にあり、その下の「スポーツ」「文化」「国際交流」は大綱 7【都市魅力】に移っているが、「生涯学習」も【都市魅力】で扱うのが適切ではないか。

第 1 回審議会（平成 28 年 11 月 10 日開催）における資料 8「市民を対象とした各種意識調査の分析報告書（案）」の「学習活動で身につけた知識・経験の生かし方」に関する市民意識調査結果でも、「自分の人生・生活を豊かにする」や「地域や社会での活動に生かす」など、生涯学習からの恩恵を都市の魅力として受けている印象である。

「教育」からは、主体的に自ら学ぶというよりも、学校教育など上から教えてもらうという受け身の姿勢が感じ取れる。これに対し、「すべての市民が生涯にわたって学び」という表現で「自ら学ぶ」という主体性を明記しているので、生涯学習は「都市の魅力」ではないかと考える。

事務局：生涯学習は社会教育法に基づくもので、社会教育委員も委嘱しているが、確かに都市魅力としての側面もあり、市内でも課題として挙がっている状況である。

部会長：吹田では、大人が趣味等の自主的な活動を活発に行っており、それらも生涯学習と捉えることもできるが、そのような市民の活動が、都市空間や地域を活性化させる基盤になるため、それをもっと推進するというメッセージが大事ではないか。

また、生涯学習の「どこでも、いつでも、誰でも」というキャッチコピーはやや古いので、もう少し進んで、「自分たちで何かを創造していく、その中に人生の楽しみがある」というようなイメージが必要ではないか。そうすると、これは教育というよりも都市魅力になるかもしれない。

私からもいくつか申し上げる。吹田市が子育てと教育を一体的に捉えて推進するというメッセージは素晴らしいが、「子育て・教育環境の充実」という表現は干からびている。「吹田市は子育てと教育を一体的なものと考えて取り組むので、地域社会でもそう考えてください」ということがメッセージとして伝わるような工夫が必要である。

また、幼児期、学齢期、青少年期がぶつ切りになっている自治体が多いが、これらも相互施策として連続的に捉え、大人への過程として育んでいくという観点から施策を打ちますよ、というメッセージも大綱に必要である。

大綱4はいろいろなことを盛り込んでいるため、最も量が多く、文章が冗長になっている。もう少し内容を整理してコンパクトにしながら、視点を明確にするような練り上げ方ができるのではないか。

C委員：事務局から、生涯学習を社会教育法に基づき教育に分類しているとの説明があったが、私も違和感がある。大綱7【都市魅力】に「文化学習」というような文言で入れてはどうか。また、生涯学習には「社会学習」として、大学での福祉教育など社会教育も含めれば、コミュニティにも関連していくと思われる。

部会長：大綱4の見出しにある「教育」は、学校教育の「学校」を省略したものか、それとも地域での教育や家庭教育も含めたものか。

事務局：学校教育だけではなく、社会全体の教育力の向上等も含めている。

部会長：もう少し広い概念で書かれているということかと思うが、学校教育の記述は弱い。

F委員がおっしゃっていたが、学校教育は、型にはめて子どもを強制的に教育するというイメージである。しかし、教師だけが子どもに教えるスタイルはもう古い。これからの学校像は、「教師と地域社会の住民とが一緒になってつくるところ」であり、欧米では既にそうなっているため、10年後にはそこに進んでいることを願う。そのため、ここはもう少し未来的なイメージで書いていただきたい。

E委員：今の御意見のようなことは、「家庭、地域、学校などの連携・協力のもと」という三位一体の教育ということで表現しているのか。

事務局：そのように認識しているが、積極的な姿勢が見えないというご指摘は貴重であり、

担当課と相談のうえ検討する。

A 委員：生涯学習の位置づけについて、現在策定中の高齢者保健福祉計画では、「いきいき暮らす」という柱があり、高齢者の学びはそこに位置づけられている。同じ教育でも、個別計画では様々なところに位置づけられることになり、実際の施策としてはバラバラと散らばっていることが考えられるため、明確な位置づけは難しいのではないか。

部会長：大綱としてはどこかに位置づけるとしても、個別計画では大綱をまたがるということである。うまくまとめていただいた。

それでは、部会の検討についてはここで区切りとさせていただく。たくさんの御意見をいただき、ありがとうございました。

《事務連絡》

事務局：第2回の部会は、1月17日（火）の7時から9時の予定である。正式な通知文書は改めて送付させていただく。その後、1月24日（火）に第3回の審議会の全体会を開催するので、併せてお知らせする。

部会長：それでは、本日の部会はこれにて終了する。

出席状況一覧

第1回 吹田市総合計画審議会第1部会 平成28年(2016年)12月1日(木) 午後7時 開催

(選出区分毎の五十音順・敬称略)

No.	氏名	選出区分	略歴	出欠
1	井元 真澄	学識経験者 1号	梅花女子大学 心理こども学部 教授	○
2	岸本 みさ子	学識経験者 1号	千里金蘭大学 生活科学部 講師	○
3	島 善信	学識経験者 1号	大阪教育大学 教職教育研究センター 特任教授	○
4	高橋 智幸	学識経験者 1号	関西大学 社会安全学部 教授	×
5	林 享佑	市民 2号	公募市民	○
6	水木 千代美	市民 2号	公募市民	○
7	亀谷 拓治	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田市自治会連合協議会 副会長	○
8	下谷 明伸	市内の公共的団体等の代表者 3号	吹田市PTA協議会 会長	○
9	御前 治	市内の公共的団体等の代表者 3号	一般社団法人 吹田市医師会 副会長	○
10	由佐 満雄	市内の公共的団体等の代表者 3号	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 会長	○
出席委員 合計				9名

※選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2号の各号による。

吹田市 出席者

事務局	川本理事(総合計画担当)、岡本企画財政室参事
	霜竹主査、船越主任、中嶋主任、桑野係員
	委託業者